

掛川市告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年3月3日

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 都市計画の種類及び名称  
東遠広域都市計画 地区計画の決定（中央二丁目地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所  
掛川市長谷一丁目1番地の1  
掛川市役所都市建設部都市政策課